第１　総　論

１　計画の位置付け

本県は製造業を基幹産業とする「モノづくり立県」であり、高い技術力を有する中小企業が数多く集積しています。しかし、順調に改善している雇用情勢と少子高齢化社会の進展を背景に、人手不足感が深刻化しており、労働力の確保が大きな課題となっています。

人口減少の制約を乗り越え、今後も県の産業経済を維持・成長させていくためには、誰もがその能力を発揮し、郷土に愛着を持ち、地域の産業を支えていくことが必要です。また、航空宇宙、ヘルスケア、エネルギー等の今後需要の拡大が期待される成長分野や介護・福祉及び建設等の人手不足が顕著な分野の人材、進化するＩＴ技術を産業に活用できる人材を育成し、確保していくことも欠かせません。

このような中で、本計画は職業能力開発促進法第７条の規定に基づき、厚生労働省「第１０次職業能力開発基本計画」、「岐阜県成長・雇用戦略」、「清流の国ぎふ創生総合戦略」を踏まえ、県内産業の特徴に応じた職業能力開発を通じ、誰もがその能力を高め、本県の産業経済の維持発展に資するための中期的な基本方針を定めるものです。

２　計画の期間

本計画の対象期間は、平成２８年度から平成３２年度までの５年間とします。なお、計画期間中においても経済・雇用情勢の動向など状況変化を踏まえ、実施目標の見直しを含め本計画のフォローアップを行うこととします。